

## 静岡産業大学 I R 規程

### (目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における教育、研究、財務等に関するデータを収集及び分析し、大学運営のための意思決定を支援することを目的として定める。

### (設 置)

第2条 本学における意思決定と全学的合意形成を支援するため、大学事務局学長室に I R (Institutional Research) 担当を置く。

### (業 務)

第3条 I R 担当は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学内外の教育研究及び業務運営等に係る情報の収集、分析、提供に関すること
- (2) 各部署が行う調査等の分析支援に関すること
- (3) 自己点検・評価活動の分析及び次年度計画・中期方針の策定支援に関すること
- (4) その他、I R の推進に必要と思われること

### (審議機関)

第4条 前条各号に掲げる業務を円滑に行うため、I R に係る重要な事項は全学教学委員会において審議を行う。

### (情報の収集)

第5条 I R 担当は、第3条各号に掲げる業務の必要に応じて、部署の長に情報の提出を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、情報の提出を依頼された部署の長は、原則、提出するものとする。

### (情報の管理)

第6条 I R 担当は、収集した情報の管理にあたっては、大学事務局情報システム課の支援を受けて行う。

- 2 収集した情報における個人情報の取扱いは、学校法人新静岡学園個人情報保護規程の定めるところによる。
- 3 本学の諸規程により守秘義務を課す情報の取扱いは、当該諸規程の定めるところによる。

### (情報の利用の制限)

第7条 収集した情報は、学長が特に必要と認める場合を除き、第3条各号に掲げる業務

以外に用いてはならない。

(事 務)

第8条 この規程にかかる事務の所掌は、大学事務局学長室とする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、I Rに関し必要な事項は、学長が定める。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。